

## 「令和元年 台風第15号千葉県災害義援金」の募集について

### 1 趣旨

令和元年9月8日の台風15号の暴風雨により、県内各地で停電等甚大な被害を生じ、県下41市町村において災害救助法が適用され、被災者への援護の一助として義援金を募集することとなりました。

千葉県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

### 2 義援金の名称

令和元年 台風第15号千葉県災害義援金

### 3 受付期間

令和元年9月17日(火)から令和元年12月30日(月)まで

### 4 義援金の振込窓口について

金融機関	口座番号	口座名義
千葉銀行 本店営業部	(普)3495585	社会福祉法人千葉県共同募金会
京葉銀行 本店営業部	(普)3286924	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉興業銀行 本店営業部	(普)1081550	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉信用金庫 千葉駅北口支店	(普)0702826	社会福祉法人千葉県共同募金会

各銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00160-2-293218	千葉県共募令和元年台風第15号千葉県災害義援金

ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

※振込通知書の空欄に義援金の名称(台風15号)とご記入ください。

※上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

※救援物資の取扱は行いません。

### 5 義援金の配分

千葉県共同募金会で取りまとめた義援金については、千葉県へ送金し、千葉県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町村を通して被災者へ配分されます。

## 6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和元年台風第15号千葉県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、千葉県共同募金会発行の領収書が必要な場合は、千葉県共同募金会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

### 【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項及び同法第314条上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

## 7 その他

災害義援金のみ取り扱います。

救援物資・物品は取り扱いません。